

滋賀県公報

令和5年(2023年) 1 2 月 2 8 日 号 外 (3) 日 木曜

毎週火・金曜 2回発行

		目	;	次	(※印は、	県例規集は	こ登載する	もの)	
0	規	則							
※滋賀県技能労	常務職員の給与、	勤務時間その他の勤務	8条件に関する対	規則	の一部を改	女正する規	則(人事		
課)									1
0	訓	令							
※滋賀県特殊σ	考慮を要する会	:計年度任用職員の給与	よに関する規程の	カー	部改正()	(事課)			7
0	教育委員会	訓令							
※滋賀県教育委	真会における特	殊の考慮を要する会計	十年度任用職員の	の給	与に関する	る規程の一	部改正(教	Ţ.	
育総務課).									7
			J	則					_

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第62号

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号)の一部を次の ように改正する。

第5条第8項中「223,200円」を「224,200円」に改める。

付則第4項各号中「付則第15項」を「付則第14項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

技能 労務職給料表

号給	給料月額	給料月額	44 IN II ###
			給料月額
	円	円	F
1	147, 100	147, 100	217, 800
2	148, 100	148, 100	218, 900
3	149, 100	149, 100	219, 900
4	150, 100	150, 100	220, 900
5	151, 200	151, 200	226, 800
6	152, 300	152, 300	228, 200
7	153, 400	153, 400	229, 600
8	154, 400	154, 400	231,000
9	155, 300	155, 300	232, 400
10	156, 400	156, 400	234, 000
11	157, 500	157, 500	235, 500
12	158, 600	158, 600	236, 900
13	159, 500	159, 500	238, 100
14	160, 600	160, 600	239, 700
15	161,800	161, 800	241, 200
16	162, 900	162, 900	242, 600
17	164, 000	164, 000	243, 600
18	165, 400	165, 400	245, 100
19	166, 700	166, 700	246, 400
20	167, 900	167, 900	247, 600
21	169,000	169,000	248, 700
22	170, 200	170, 200	249, 700
23	171, 400	171, 400	250, 600
24	172, 600	172, 600	251, 500
25	173, 700	173, 700	252, 400
26	175, 200	175, 200	253, 300
27	176, 700	176, 700	254, 100
28	178, 200	178, 200	254, 900
29	179,600	179, 600	255, 600
30	181,000	181,000	256, 700
31	182, 500	182, 500	257, 900
32	184, 000	184, 000	259, 000
33	185, 400	185, 400	267, 600
34	187, 100	187, 100	269, 100

72

242,600

242,600

325,600

4	令和5年	(2023年) 12月28日	滋	賀	県	公	報	号外(3)	
	73	243, 600					243, 600		326, 300
	74	245, 100					245, 100		327, 200
	75	246, 400					246, 400		328, 000
	76	247,600					247, 600		328, 800
	77	248, 700					248, 700		329, 600
	78	249, 700					249, 700		330,000
	79	250, 600					250, 600		330, 600
	80	251, 500					251, 500		331, 300
	81	252, 400					252, 400		332, 100
	82	253, 300					253, 300		332, 800
	83	254, 100					254, 100		333, 500
	84	254, 900					254, 900		334, 100
	85	9FE 600					9EE 600		224 600
	86	255, 600					255, 600		334, 600
	87	256, 700 257, 900					256, 700 257, 900		335, 200 335, 700
	88	259, 000					257, 900		336, 300
	00	259,000					259,000		330, 300
	89	260, 200					267, 600		336, 600
	90	261, 400					269, 100		337, 100
	91	262, 500					270, 700		337, 500
	92	263, 600					272, 200		337, 900
	93	264, 700					273, 800		349, 900
	94	265, 800					275, 500		351, 300
	95	266, 900					277, 100		352, 700
	96	267, 900					278, 700		354, 200
	0.7	000 000					202 202		055 700
	97	268, 900					280, 300		355, 700
	98	269, 900					281, 800		356, 500
	99	270, 900					283, 300		357, 500
	100	271, 800					284, 800		358, 500
	101	272, 700					285, 900		359, 400
	102	273, 600					287, 500		360, 500
	103	274, 500					289, 000		361, 400
	104	275, 400					290, 500		362, 400
		,					,		,
	105	276, 300					291, 900		363, 300
	106	277, 200					293, 500		364, 000
	107	278, 100					295, 100		364, 700
	108	279,000					296, 700		365, 300
	109	280, 000					298, 200		365, 700

令和5年	(2023年) 12月28日	滋	賀	県	公	報	号外(3)	5
110	281,000					299, 800		366, 300
111	281, 900					301, 300		367, 000
112	282, 800					302, 800		367, 700
	·					·		
113	283, 300					304, 400		368,000
114	284, 000					306, 000		368, 700
115	284, 700					307, 600		369, 400
116	285, 600					309, 100		370,000
117	286, 600					310,000		370, 300
118	287, 400					311, 500		370, 900
119	288, 200					313,000		371,600
120	289, 000					314,600		372, 200
121	289, 700					316, 200		372, 500
122	290, 200					317, 800		373, 100
123	290, 600					319, 300		373, 800
124	291, 000					320, 800		374, 400
125	291, 200					322, 200		374, 800
126	291, 500					323, 400		375, 300
127	291, 700					324, 500		375, 900
128	292, 000					325, 600		376, 400
129	292, 200					326, 300		376, 900
130	292, 400					327, 200		377, 500
131	292, 700					328, 000		378, 000
132	292, 900					328, 800		378, 300
133	293, 200					329, 600		378, 700
134	293, 500 293, 500					330, 000		379, 200
135	293, 800					330, 600		379, 600
136	294, 100					331, 300		380,000
100	234, 100					331, 300		300, 000
137	294, 400					332, 100		380, 400
138	294, 800					332, 800		380, 900
139	295, 100					333, 500		381, 300
140	295, 500					334, 100		381, 700
						-,		
141	295, 700					334, 600		382,000
142	295, 900					335, 200		
143	296, 200					335, 700		
144	296, 600					336, 300		
145	296, 800					336, 600		
146	297, 100					337, 100		
147	297, 500					337, 500		

Ě	14 (H O 1	(2020) 12) 1 20 1	## A ##	.371 (0)
	148	297, 900	337, 900	
	149	298, 100	338, 300	
	150	298, 400	338, 800	
	151	298, 800	339, 300	
	152	299, 100	339, 800	
	153	299, 300		
	154	299, 600		
	155	300,000		
	156	300, 300		
	157	300, 500		
	158	300, 900		
	159	301, 300		
	160	301, 600		
	161	301, 800		
	162	302, 000		
	163	302, 300		
	164	302, 700		
	165	302, 900		
	166	303, 100		
	167	303, 400		
	168	303, 700		
	169	304, 100		
	170	304, 300		
	171	304, 600		
	172	304, 900		
	170	005 000		
1	173	305, 200		

注 この表の特(1)欄は第2条第14号に規定する職員に、(1)欄は特(1)欄または(2)欄の適用を受けない職員に、(2)欄は同条第1号に規定する職員その他知事が適当と認める職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第4項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則(付則第4項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「新規則」という。)第5条第8項および別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(この規則の施行に関し必要な事項)

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

訓

滋賀県訓令第27号

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

第4条(見出しを含む。)中「期末手当」の右に「および勤勉手当」を加える。

付則第2項各号中「付則第16項」を「付則第15項」に、「付則第15項」を「付則第14項」に改める。

別表(1)の項中「350,500」を「352,700」に改め、同表(2)の項中「259,800」を「263,600」に改め、同表(3)の項中「254,700」を「259,000」に改め、同表(4)の項中「259,800」を「263,600」に改め、同表(5)の項から(7)の項までの規定中「343,000」を「345,500」に改め、同表(8)の項中「417,900」を「422,400」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年12月28日から施行する。ただし、第4条の改正規定および付則第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令(前項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)による改正後の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 新規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与 に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会訓令

滋賀県教育委員会訓令第7号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第6条(見出しを含む。)中「期末手当」の右に「および勤勉手当」を加える。

別表第 1 (1)の項中「3,010」を「3,060」に改め、同表(2)の項中「1,960」を「1,980」に改め、同表(3)の項中「3,010」を「3,060」に改め、同表(4)の項中「1,600」を「1,620」に改め、同表(5)の項中「2,010」を「2,030」に改め、同表(6)の項中「3,520」を「3,580」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「5,020」を「5,110」に改め、同表(9)の項中「3,010」を「3,060」に改め、同表(10)の項中「2,760」を「2,790」に改め、同表(11)の項中「1,600」を「1,620」に改め、同表(12)の項中「1,000」を「1,010」に改め、同表(13)の項中「1,000」を「1,010」に改め、同表(13)の項中「1,000」を「1,000」を「1,010」に改め、同表(13)の項中「1,000」を「1,000」を「1,010」に改め、同表(13)の項中「1,000」を「1,000」を「1,000」に改める。

別表第 2 (1)の項および(2)の項中「2,760」を「2,790」に改め、同表(3)の項中「3,580」を「3,610」に改め、同表(4)の項中「4,670」を「4,710」に改め、同表(5)の項中「6,600」を「6,650」に改め、同表(6)の項中「4,090」を「4,130」に改め、同表(7)の項中「4,160」を「4,200」に改め、同表(8)の項中「4,080」を「4,120」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。